

## 学術認証運営委員会会議規程

〔平成25年10月17日〕  
学術認証運営委員会制定

### (目的)

第1条 本規程は学術認証運営委員会規程の定める学術認証運営委員会が開催する会議に関することを規程するものである。

### (出席方法)

第2条 委員長が認める場合においては、電磁的方法（電話、TV会議等）によって出席することができる。

### (書面等による会議)

第3条 委員長は、報告や軽微な審議や急を要する審議である場合には、書面または電子メール等などの電磁的記録（以下、「書面等」という。）による報告または審議をすることが出来る。

2 書面等による会議において議決を行う必要がある場合には、以下のように扱う。

- 一 委員長は、あらかじめ回答期限を明示するものとする。
- 二 委員総数の過半数を定足数とし、回答数が定足数を満たさない場合、その議決は無効とする。
- 三 回答の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (代理出席)

第4条 委員が会議に出席できないときは、当該委員は、委員長の許可を受けて委員以外の者を出席させることが出来る。この場合、委員はあらかじめ代理出席者の氏名を委員長に通知しなければならない。

2 前項により許可を受けた代理出席者は、委員会において委員と同一の権限を有する。

### (委員以外の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聞くことが出来る。

### (守秘義務)

第6条 第4条による代理出席者、第5条による委員以外の出席者のうち、法令の定めるところにより秘密保持義務を負わない出席者については、所定の守秘義務に関する覚書を締結するものとする。